

静岡県告示第374号の2

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年4月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 解除予定に係る保安林の所在場所

駿東群小山町上野字西山1266の1・1266の2・1266の6・1269の1・1269の5・1345の7・1345の8・1347の3・1347の8・1347の18・1347の19・1375の17・1375の18(以上13筆国有林)、1375の28(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、東部農林事務所及び駿東群小山町役場に備え置いて縦覧に供する。)